

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（②森林組合等関係）								
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 21） （法人事業税、法人住民税：義（自動連動））（地方税 22）								
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税 21） （住民税：外（自動連動））（地方税）								
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】								
4	内容		《現行制度の概要》 i 対 象 者： 青色申告書を提出する森林組合等 ii 対象設備： 全ての機械・装置、一定の測定工具及び一定のソフトウェア iii 特例措置： 機械等の取得価格の 30%の特別償却又は 7 %の特別税額控除の選択適用 iv 取得価格： <table><tr><td>区分</td><td>取得価格</td></tr><tr><td>機械・装置</td><td>・ 1 設備 160 万円以上</td></tr><tr><td>測定工具</td><td>・ 1 設備 120 万円以上</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>・ 複数合計 70 万円以上</td></tr></table> 《要望の内容》 森林組合等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の適用期限を 2 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 68 条の 11	区分	取得価格	機械・装置	・ 1 設備 160 万円以上	測定工具	・ 1 設備 120 万円以上	ソフトウェア	・ 複数合計 70 万円以上
区分	取得価格										
機械・装置	・ 1 設備 160 万円以上										
測定工具	・ 1 設備 120 万円以上										
ソフトウェア	・ 複数合計 70 万円以上										
5	担当部局		林野庁林政部経営課								
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 2 年 4 月～ 8 月 分析対象期間：平成 29 年度から令和 4 年度								
7	創設年度及び改正経緯		平成 10 年度 創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備の拡充 〔普通自動車：車両重量 8 t 以上→3.5t 以上〕 平成 12 年度 1 年間の延長 〔平成 13 年 5 月までの適用期限の延長〕 平成 13 年度 10 ヶ月の延長 〔平成 14 年 3 月までの適用期限の延長〕 平成 14 年度 2 年間の延長 〔対象設備（機械・装置）の取得価額引き下げ〕 取 得：230 万円以上→160 万円以上 リ ース：300 万円以上→210 万円以上								

			平成 16 年度 2 年間の延長 〔対象設備（器具・備品）の取得価額引き上げ〕 取 得：100 万円以上→120 万円以上 リース：140 万円以上→160 万円以上 平成 18 年度 2 年間の延長 〔対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外）〕 平成 20 年度 2 年間の延長 平成 22 年度 2 年間の延長 平成 24 年度 2 年間の延長 〔対象設備（器具・備品）に試験機器等を追加し、デジタル複合機の範囲を見直した〕 平成 26 年度 3 年間の延長 〔生産性向上に資する設備に対する投資への優遇措置を拡充〕 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長 平成 31 年度 2 年間の延長
8	適用又は延長期間		令和 3 年 4 月～令和 5 年 3 月
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置により、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の経営基盤の強化、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化及び森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号） （林業の持続的かつ健全な発展） 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。 （林業生産組織の活動の促進） 第二十二條 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。 ○森林・林業基本計画（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定） 第 2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 （1）望ましい林業構造の確立 ① 効率的かつ安定的な林業経営の育成 効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、引き続き、意欲あるものによる森林経営計画の作成と長期的な施業の受委託等を推進し、同計画に基づく低コストでの効率

		的な施業の実行の定着を図る。 このため、森林所有者への働きかけや施業の受委託等に係る情報の提供、林業事業体の登録・評価、施業集約化に向けた先行事例の他地域への普及を推進する。このほか、林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める。 3 林産物の供給及び利用に関する目標 (3) 林産物の供給及び利用に関する目標 平成 32 年、平成 37 年における木材供給量及び用途別の利用量の目標は、第 1 に掲げた目標を踏まえ、第 3 に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして、次の第 2 表及び第 3 表のとおりとする。
②	政策体系における政策目的の位置付け	〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 〔政策分野〕 ⑩林業の持続的かつ健全な発展 ⑪林産物の供給及び利用の確保
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化が必要であり、そのためには、施業集約化、路網整備等の取組と併せ、林業機械等の導入を推進し、効率的かつ低コストの素材生産を目指す必要がある。 このため、本措置を活用し、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。（主伐 11～13m³/人日以上、間伐 8～10m³/人日以上） なお、目標の根拠は次のとおりである。 i 森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画の「林産物の供給及び利用に関する目標」において、平成 32 年までに木材供給量を 3,200 万 m³に増加させるという目標が設定されており、素材生産の労働生産性を目標値までに向上させることがそれを達成する要件の一つとなっていること。 ii 森林・林業・木材産業分野の政策に広く国民の声を反映させ、国民の合意に基づいた政策の推進に資するため、外部有識者で構成される「林政審議会」において、「効率的かつ安定的な林業経営の主体が達成すべき生産性等の水準」（参考 1「林

			業構造の展望について」（平成 27 年 11 月 10 日林政審議会資料））として、次の達成すべき水準が示された。 〔達成すべき水準〕 施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指す。 ○間伐 8～10m³/人日以上 主伐 11～13m³/人日以上
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 〔測定指標〕 上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」で述べたとおり、これと同様、素材生産に関わる作業員 1 人の 1 日あたりに生産する素材の量、すなわち、「素材生産の労働生産性」を測定指標とし、令和 4 年度までに次のとおりの生産性を目指すこととする。 間伐 8～10m³/人日以上 主伐 11～13m³/人日以上 〔達成目標実現による寄与〕 森林組合等が新たに林業機械等を導入することにより、素材生産の労働生産性の向上が図られることは、参考 2「林業機械等の導入により素材生産の労働生産性が向上した事例」のとおりである。したがって、本措置により新たな林業機械等の導入が誘導され、森林組合等が低コストかつ効率的な素材生産が可能となれば、素材生産量が増加するとともに、森林組合等の経営基盤の強化につながることが期待できる。森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。また、森林組合の素材生産量も平成 16 年度：2,681 千 m³から、平成 25 年度：4,520 千 m³、平成 30 年度：6,513 千 m³へと着実に拡大している。 さらに、森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っている。 このため、森林組合等の経営基盤が強化されることにより、適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化がつながり、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。
10	有効性等	① 適用数	適用数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、林業者を特定することが困難である。また、林業者全体の適用者数を把握することも困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。

単位：件数

年 度	平成 29 年 (実績)	平成 30 年 (実績)	令和 元年 (実績)	令和 2 年 (推計)	令和 3 年 (推計)	令和 4 年 (推計)
適 用 法人数	65	56	58	60	60	60

※ 令和 2 年度推定については、直近 3 カ年（平成 29～令和元年度）実績の平均値を推定値として記載している。

※ 令和 3～4 年度推定値については、令和 2 年度推定値と同じ値を記載している。

※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）

全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りはない。

林業機械等の導入は、素材の生産性の向上を図る上で有効な手段となる。しかし、林業機械等は高額なものが多く、その導入にあたり、生産性の向上の観点に加え、導入経費、ランニングコスト及び事業量に基づく機械稼働率、長・中期的な事業計画、経営状態等を総合的に考慮した慎重な検討を行う必要がある。

その上で、全国の青色申告している森林組合約 588 組合（平成 30 年度）のうち約 1 割も本制度を活用していることや、前回要望時に所期の適用数として想定していた 60 件（平成 27～29 年度の 3 年平均）と同程度（58 件）であることから、対象者数に対する適用数は僅少ではない。

〔参考：林業機械等の金額〕

フォワーダ : (1,500 万円前後)

ハーベスタ : (2,000～3,000 万円)

プロセッサ : (1,500～2,500 万円)

スイングヤーダ : (1,500 万円前後)

グラップル及びベースマシーン : (1,500～2,000 万円前後)

ホイールローダー : (1,100～2,000 万円前後)

タワーヤーダ : (1,500～2,000 万円)

グレーダー : (2,500 万円前後)

森林 G I S 一式 : (200～300 万円前後)

※ 出典：メーカー聞き取り調査結果

② 適用額

適用額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、林業者を特定することが困難である。

また、林業者全体の適用者数を把握することも困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に行ったところである。

		単位：百万円						
		年 度	平成 29 年 (実績)	平成 30 年 (実績)	令和 元年 (実績)	令和 2 年 (推計)	令和 3 年 (推計)	令和 4 年 (推計)
		適用額	1,631	1,463	1,623	1,572	1,572	1,572
		※ 令和2年度推定については、直近3カ年（平成29～令和元年度）実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 令和3～4年度推定値については、令和2年度推計値と同じ値を記載している。 ※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）。 ※ 森林組合等の法人税の調査を行った。 全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りはない。						
③	減収額	減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、林業者を特定することが困難である。 また、林業者全体の適用者数を把握することも困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。 単位：百万円						
		年 度	平成 29 年 (実績)	平成 30 年 (実績)	令和 元年 (実績)	令和 2 年 (推計)	令和 3 年 (推計)	令和 4 年 (推計)
		国税	72	72	62	69	69	69
		地方税	29	26	22	25	25	25
		計	100	98	84	94	94	94
		※ 算定根拠は別添2（国税）、別添3（地方税）参照。 ※ 令和2年度推計については、直近3カ年（平成29～令和元年度）実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 令和3、4年度推定値については、令和2年度推計値と同じ値を記載している。 ※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課） ※ 森林組合等の法人税の推定を行った。						
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は当初の目標より低いものの上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で7 m ³ /人日程度、間伐で4 m ³ /人日程度であるが、今後は、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を更に進めて						

いくことで、最終目標に近づく。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

下表のとおり、素材生産の労働生産性の実績は上昇傾向で推移している一方、各年の目標に対する達成度合については、主伐は7割程度、間伐は6～7割程度で推移しているものの、目標には達していない。

生産性は傾斜や距離などの素材生産現場の条件に影響を受けるが、近年は奥地などの条件不利地の現場が増えていると推測されること、及び森林組合等は森林の公益的機能の発揮等のために効率性の悪い場所も施業を行う必要があることが目標を達成できていない要因となっている。

しかしながら、全体の推移としては、下表のとおり、素材生産の労働生産性は、伸び率が低いものの増加傾向にあり、今後も当該租税特別措置等を活用し、今後も着実に林業機械等の導入を図ることで、労働生産性の向上等に寄与し、将来的には、最終目標の達成に近づく。

〔達成すべき水準〕

○間伐 8～10m³/人日以上

主伐 11～13m³/人日以上

〔過去の実績及び将来推計〕

単位：m³/人日

年度	平成 29 年 (実績)	平成 30 年 (実績)	令和 元年 (実績)	令和 2 年 (推計)	令和 3 年 (推計)	令和 4 年 (推計)
間伐	4.17 (52%)	4.17 (52%)	4.24 (53%)	4.31 (54%)	4.39 (55%)	4.46 (56%)
主伐	6.67 (61%)	7.14 (65%)	7.45 (68%)	7.77 (71%)	8.08 (73%)	8.40 (76%)

※ 出典：林野庁業務資料

※ 下段()については、達成すべき水準の下限值(間伐：8 m³/人日、主伐：11m³/人日)に対する実績値及び推定値の達成度合。

※ 令和元年度以降の推計値については、平成 20 年度の実績値(間伐：3.45 m³/人日、主伐：4.00 m³/人日)と平成 30 年度の実績値(間伐 4.17 m³/人日、主伐：7.14 m³/人日)との差を 10 で除した数値(間伐 0.072 m³/人日、主伐：0.314 m³/人日)ずつ生産性が向上すると仮定して推定した。

⑤ 税収減を是認する理由等

本措置により、素材生産の低コスト化、効率性の向上が図られることから、木材販売収入の増加が見込まれる。このため、本措置による効果を次のとおり推定することとした。

- i 森林組合等の各年度の素材生産量や生産額の増加分を推計する。
- ii i に林業機械等の導入のうち、同措置が動機付けとなった割合及び法人税率を乗じることで単年度における増収が期待できる法人税額を算出し、これを単年度における当該租税特別措置の効果とする。
- iii 林業機械等を導入した単年度だけ当該租税特別措置により減税されるが、林業機械等は導入した単年度だけ運用するものではないため、ii の単年度の効果に耐用年数5年分を乗じたものを当該租税

特別措置の効果とすることとした。

いずれの年度についても、「増収が期待できる税額(5年分)」が減税見込額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。

〔国税及び地方税の税収減是認効果〕

単位：法人、百万円

年度 区分	平成 29 年 (実績)	平成 30 年 (実績)	令和 元年 (実績)	令和 2 年 (推計)	令和 3 年 (推計)	令和 4 年 (推計)
適用法人数	65	56	58	60	60	60
減税 見込 額	国税	72	72	62	69	69
	地方税	29	26	22	25	25
	計	100	98	84	94	94
増収 が期 待で きる 税額	国税	205	425	415	425	425
	地方税	26	55	54	55	55
	計	231	480	469	480	480

※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難なため、森林組合等の法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推計を行った。

〔国税分〕

単位：法人、百万円

年度 区分	平成 29 年 (実績)	平成 30 年 (実績)	令和 元年 (実績)	令和 2 年 (推計)	令和 3 年 (推計)	令和 4 年 (推計)
適用法人数	65	56	58	60	60	60
減税見込額	72	72	62	69	69	69
期待できる 生産額 (増加分)	1,639	1,496	1,448	1,498	1,498	1,498
寄与度(%)	13.3%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
増収が期待で きる法人税額 (5年分)	205	425	415	425	425	425

※ 「期待できる生産額(増加分)」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。

※ 「寄与度(%)」については、平成25年度～29年度に林業機械等を導入した72組合、及び平成30年度～令和元年度に林業機械等を導入した72組合を対象としたアンケート調査により把握した「当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合」のことである。

			なお、単年度分の寄与度については、アンケート結果に 29 年度分は 1/5 を、平成 30 年度～令和元年度分は 1/2 を乗じている。 ※ 「増収が期待できる法人税額（5 年分）」＝「期待できる生産額（増加分）」×「寄与度（％）」×「法人税率（19％）」× 5 年（「林業用設備」の耐用年数は 5 年（国税庁）） ※ 四捨五入により計が一致しない場合がある。 〔地方税分〕 単位：法人、百万円 <table><tr><th>年度 区分</th><th>平成 29 年 (実績)</th><th>平成 30 年 (実績)</th><th>令和 元年 (実績)</th><th>令和 2 年 (推計)</th><th>令和 3 年 (推計)</th><th>令和 4 年 (推計)</th></tr><tr><td>適用法人数</td><td>65</td><td>56</td><td>58</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr><tr><td>減税見込額</td><td>29</td><td>26</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td></tr><tr><td>期待できる 生産額 (増加分)</td><td>1,639</td><td>1,496</td><td>1,448</td><td>1,498</td><td>1,498</td><td>1,498</td></tr><tr><td>寄与度 (%)</td><td>13.3%</td><td>30.0%</td><td>30.0%</td><td>30.0%</td><td>30.0%</td><td>30.0%</td></tr><tr><td>増収が期待 できる地方 住民税額 (5 年分)</td><td>26</td><td>55</td><td>54</td><td>55</td><td>55</td><td>55</td></tr></table> ※ 「期待できる生産額（増加分）」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。 ※ 「寄与度（％）」については、平成 25 年度～29 年度に林業機械等を導入した 72 組合、及び平成 30 年度～令和元年度に林業機械等を導入した 72 組合を対象としたアンケート調査により把握した「当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合」のことである。 なお、単年度分の寄与度については、アンケート結果に 29 年度分は 1/5 を、平成 30 年度～令和元年度分は 1/2 を乗じている。 ※ 「増収が期待できる法人税額（5 年分）」＝「期待できる生産額（増加分）」×「寄与度（％）」×「法人税率（19％）」× 5 年（「林業用設備」の耐用年数は 5 年（国税庁））× 法人住民税率（12.9％）	年度 区分	平成 29 年 (実績)	平成 30 年 (実績)	令和 元年 (実績)	令和 2 年 (推計)	令和 3 年 (推計)	令和 4 年 (推計)	適用法人数	65	56	58	60	60	60	減税見込額	29	26	22	22	22	22	期待できる 生産額 (増加分)	1,639	1,496	1,448	1,498	1,498	1,498	寄与度 (%)	13.3%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	増収が期待 できる地方 住民税額 (5 年分)	26	55	54	55	55	55
年度 区分	平成 29 年 (実績)	平成 30 年 (実績)	令和 元年 (実績)	令和 2 年 (推計)	令和 3 年 (推計)	令和 4 年 (推計)																																							
適用法人数	65	56	58	60	60	60																																							
減税見込額	29	26	22	22	22	22																																							
期待できる 生産額 (増加分)	1,639	1,496	1,448	1,498	1,498	1,498																																							
寄与度 (%)	13.3%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%																																							
増収が期待 できる地方 住民税額 (5 年分)	26	55	54	55	55	55																																							
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	当該租税特別措置は、林業機械等の導入にあたり、他の支援措置に比べ予算上の制約が無く迅速に機能し、長・中期計画を勘案しながら検討が可能であるため適切な措置といえる。 また、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。																																									
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	森林組合等への設備投資に係る支援措置として、林業・木材産業成長産業化促進対策等の補助、林業・木材産業改善資金等の制度金融がある。 しかしながら、林業機械等は、先に述べたとおり、非常に高額であるため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。																																									

			また、素材生産に必要なグラップル等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができています。 そのほか、設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制及び中小企業経営強化税制があり、前者は中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっており、後者は中小企業者等の生産性向上に向けた設備投資を後押しすることを目的としており、特定経営力向上設備等を取得した場合に利用できる税制措置となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)第 119 条において、都道府県の地区を越えない森林組合等の所管行政庁は当道府県知事とされている。 また、林業生産活動等に対する投資を促進することで、林業・木材産業の構造改革を図り、地域における林業ないし森林管理や過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の推進等山村地域の経済活性化を促進する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月

中小企業投資促進税制に関するアンケート結果

【平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間】

平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間を対象に平成 30 年度にアンケート調査を行い、1 については中小投資促進税制の対象機械を取得した 72 組合について集計し、2 については回答を得た 149 組合について集計した。5 年間の割合であるため、単年度については 1/5 を乗じた値とする。

1. この税制が、上記の林業機械等導入の動機付けとなったか。		
きっかけとなった	48 組合	67%
無関係	24 組合	33%
計	72 組合	100%

2. 今後も、この税制を活用したいか。		
活用したい	135 組合	91%
活用しない(できないものも含む)	14 組合	9%
計	149 組合	100%

【平成 30 年から令和元年までの 2 年間】

平成 30 年から令和元年までの 2 年間を対象に令和 2 年度にアンケート調査を行い、1 については中小投資促進税制の対象機械を取得した 72 組合について集計し、2 については回答を得た 144 組合について集計した。2 年間の割合であるため、単年度については 1/2 を乗じた値とする。

1. この税制が、上記の林業機械等導入の動機付けとなったか。		
きっかけとなった	43 組合	60%
きっかけとなっていない	29 組合	40%
計	72 組合	100%

2. 今後、この税制を活用したいか。		
活用したい	95 組合	66%
活用しない(できないものも含む)	49 組合	34%
計	144 組合	100%

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特別償却額

		29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	3年平均
①森林組合	特別償却額(実数)(百万円)※1	216	212	179	
	調査回収率(%)※2	86%	85%	86%	
	特別償却額(百万円)	251	249	209	236
②森林組合連合会	特別償却額(実数)(百万円)	45	0	0	
	調査回収率(%)	98%	98%	98%	
	特別償却額(百万円)	46	0	0	15
計(①+②)					(ア)252

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

① 森林組合 (216百万円/86%+212百万円/85%+179百万円/86%)/3=236百万円

② 森林組合連合会 (45百万円/98%+0百万円/98%+0百万円/98%)/3=15百万円

③ 計(①+②) (236百万円+15百万円) =252百万円

※1 特別償却額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 税額控除額

		29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	3年平均
①森林組合	税額控除額(実数)(百万円)※1	13	18	18	
	調査回収率(%)	86%	85%	86%	
	税額控除額(百万円)	15	21	21	19
②森林組合連合会	税額控除額(実数)(百万円)	0	3.5	1.4	
	調査回収率(%)	98%	98%	98%	
	税額控除額(百万円)	0	3.6	1.4	1.7
計(①+②)					(イ)20.8

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

① 森林組合 (13百万円/86%+18百万円/85%+18百万円/86%)/3=19百万円

② 森林組合連合会 (0百万円/98%+3.5百万円/98%+1.4百万円/98%)/3=1.7百万円

③ 計(①+②) (19百万円+1.7百万円) =20.8百万円

※1 税額控除額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(3) 減税額試算

① 特別償却繰入増額 (ア)252 百万円

② 特別償却減税額 (ア)252 百万円×19%(法人税率:19%)=48 百万円…(ア)′

③ 減税見込額 (ア)′+(イ) =69 百万円

同様に過去の減税額を試算

令和元年度 特別償却減税額 209×19% = 40 百万円

減税見込額 40+23 = 62 百万円

平成30年度 特別償却減税額 249×19% = 47 百万円

減税見込額 47+24 = 72 百万円

平成29年度 特別償却減税額 297×19% = 56 百万円

減税見込額 56+15 = 72 百万円

※ 四捨五入により計が一致しない場合がある。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区 分		H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (推計)	R3 (推計)	R4 (推計)
対象者数		666	662	658	654	650	646
適用法人数		65	56	58	60	60	60
減 税 見 込 額	税額控除	15	24	23	21	21	21
	特別償却	56	47	40	48	48	48
	合 計	72	72	62	69	69	69

※1 対象者数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2 適用法人数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3 令和2年度以降の実績については、現在調査中のため、推計としている。各区分とも、上記1等に基づき3年平均(29～元年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特別償却額

		29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	3年平均
①森林組合	特別償却額(実数)(百万円)※1	216	212	179	
	調査回収率(%)※2	86%	85%	86%	
	特別償却額(百万円)	251	249	209	236
②森林組合連合 会	特別償却額(実数)(百万円)	45	0	0	
	調査回収率(%)	98%	98%	98%	
	特別償却額(百万円)	46	0	0	15
計(①+②)					(ア)252

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

① 森林組合 (216百万円/86%+212百万円/85%+179百万円/86%)/3=236百万円

② 森林組合連合会 (45百万円/98%+0百万円/98%+0百万円/98%)/3=15百万円

③ 計(①+②) (236百万円+15百万円) =252百万円

※1 特別償却額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 税額控除額

		29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	3年平均
①森林組合	税額控除額(実数)(百万円) ※1	13	18	18	
	調査回収率(%)	86%	85%	86%	
	税額控除額(百万円)	15	21	21	19
②森林組合連合 会	税額控除額(実数)(百万円)	0	3.5	1.4	
	調査回収率(%)	98%	98%	98%	
	税額控除額(百万円)	0	3.6	1.4	1.7
計(①+②)					(イ)20.8

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

① 森林組合 (13百万円/86%+18百万円/85%+18百万円/86%)/3=19百万円

② 森林組合連合会 (0百万円/98%+3.5百万円/98%+1.4百万円/98%)/3=1.7百万円

③ 計(①+②) (19百万円+1.7百万円) =20.8百万円

※1 税額控除額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(3) 減税額試算

① 特別償却繰入増額 (ア)252 百万円

② 特別償却減税額 (ア)252 百万円×19%(法人税率:19%)=48 百万円…(ア)′

③ 減税見込額 (ア)′+(イ) =69 百万円

(別添2)より

減税見込額

令和元年度 62 百万円 平成30年度 72 百万円 平成29年度 72 百万円

(4) 地方税減税額試算

① 法人住民税額	(ウ) 69 百万円 × 12.9%	= 9 百万円
② 法人事業税額	(エ) 252 百万円 × 4.6%	= 12 百万円
③ 地方法人特別税	(オ) 252 百万円 × 4.6% × 43.2%	= 5 百万円
④ 減税見込額	(ウ) + (エ) + (オ)	= 25 百万円

同様に過去の減税額を計算

法人住民税額

令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
62 百万円 × 12.9% ÷ 8 百万円	72 百万円 × 12.9% ÷ 9 百万円	72 百万円 × 12.9% ÷ 9 百万円

法人事業税額

令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
209 百万円 × 4.6% ÷ 10 百万円	249 百万円 × 4.6% ÷ 12 百万円	297 百万円 × 4.6% ÷ 14 百万円

地方法人特別税

令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
10 百万円 × 43.2% ÷ 4 百万円	12 百万円 × 43.2% ÷ 5 百万円	14 百万円 × 43.2% ÷ 6 百万円

減税見込額

令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
8 + 10 + 4 = 22 百万円	9 + 12 + 5 = 26 百万円	9 + 14 + 6 = 29 百万円

※ 四捨五入により計が一致しない場合がある。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位: 百万円)

区 分	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (推計)	R3 (推計)	R4 (推計)
対象者数	666	662	658	654	650	646
適用法人数	65	56	58	60	60	60
減税国 見込税 額	税額控除	15	24	23	21	21
	特別償却	56	47	40	48	48
	合 計	72	72	62	69	69
減地 税見 方 込 額 税	法人住民税	9	9	8	9	9
	法人事業税	14	12	10	12	12
	地方法人特別 税	6	5	4	5	5
	合 計	29	26	22	25	25

※1 対象者数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2 適用法人数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3 令和2年度以降の実績については、現在調査中のため、推計としている。各区分とも、上記1等に基づき3年平均(29～元年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

■ 持続的な林業経営の主体

- ① 自ら又は共同で森林経営計画を作成する、森林所有者
- ② 森林所有者に代わって森林経営計画を作成する、森林組合、民間事業体

➤ 達成すべき水準(森林経営計画に基づく適切な林業経営)

持続的な林業経営の主体が、民有林のほぼ全てをカバーして、森林経営計画を作成し、当該計画に基づき、適切な施業を執行管理している状態を目指す。

森林施業や林地の集約化を促進

- 森林組合や民間事業体においては、施業集約化と長期施業受託を推進。
- 新たに林地を取得して経営する者については、所有者・境界の明確化や施業を実行し得る作業班の組織化等を図るとともに、森林経営計画の作成を促進。

■ 効率的な施業実行の主体

- 効率的かつ低コストの施業を実施し得る、① 労働力・林業機械を有する森林所有者 及び
② 林業事業体(森林組合、民間事業体)

➤ 達成すべき水準

素材生産

施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により、効率的かつ低コストな素材生産の達成を目指す。

- 間伐 8~10m³/人日以上
- 主伐 11~13m³/人日以上

造林・保育

機械地拵え、コンテナ苗の活用、下刈り方法の簡素化等により、効率的かつ低コストな造林・保育の達成を目指す。

- 従来(平成22年)よりも2割以上のコスト縮減

■ 上記主体と地域林業を相補的に支える主体

- 自己所有森林を中心に、専ら自家労働等により施業を実行する森林所有者

林業専業ではなく、農業収入等とともに世帯収入を確保

- 自家労働等による施業実行者に不足している、技術習得、安全指導等を推進。

林業機械等の導入により素材生産の労働生産性が向上した事例

〔事例 1〕 A 組合 主伐の機械化と主伐一再造林一貫作業の推進

	労働生産性 ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$)	作 業 シ ス テ ム
旧	4.5 (主伐)	伐倒・玉切り チェーンソー → 集材 バックホウ (ウインチ) → 地拵え(人力) チェーンソー
新	11.4 (主伐)	伐倒 チェーンソー → 木寄せ ザウルス (グラップルハケット) → 造材 プロセッサ → 仕分・積込・運搬 グラップル フォワーダ → 地拵え(機械) ザウルス

〔事例 2〕 T 組合 伐倒作業と集材作業の効率化

	労働生産性 ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$)	作 業 シ ス テ ム
旧	4.2 (主伐)	伐倒 チェーンソー → 木寄せ グラップル → 集材 ブルドーザ → 枝払い・玉切り チェーンソー → 巻立て グラップル
新	10.0 (主伐)	伐倒・枝払い ハーベスタ → 木寄せ・集材 グラップル → 玉切り ハーベスタ → 積込み・運搬 フォワーダ → 巻立て グラップル

〔事例 3〕 T 組合 急傾斜地における高性能林業機械導入による生産性向上

	労働生産性 ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$)	作 業 シ ス テ ム
旧	2.6~3.3 (主伐)	伐倒・枝払い・玉切り チェーンソー → 木寄せ・荷掛け 人力(トビ) → 造材 チェーンソー → 集材・巻立て 自走式搬器
新	8.0 (主伐)	伐倒 チェーンソー → 全木集材 タワーヤーダ → 枝払い・造材 プロセッサ → 巻立て グラップル

(参考) 造材、玉切り: 伐採した木を適当な長さに切って丸太にすること。

木寄せ: 造材した丸太を集材するためにまとめること。

集材: 木寄せした丸太を土場などに集積すること。

運材: 集材した丸太を土場や最終消費地などに運搬すること。

巻立て: 丸太を土場や貯木場に積み上げること。

出典: 林野庁林政部経営課作成

林野庁ホームページ「林業を支える高性能林業機械」より抜粋